

令和 7 年度以降の社会体育施設指定管理について

1. 令和 7 年度以降の指定管理業務について

町の体育施設は、平成 20 年度より 16 年間にわたりスポーツ協会へ指定管理を行ってきました。これまでは、主に施設管理を行ってきたが、指定管理をしている図書館では、施設管理だけでなくこれまで町が取り組んできた読書活動の推進業務なども指定管理業務として取り組んでいます。

そこで、令和 7 年度以降の体育施設の指定管理は、これまでの施設管理業務に加え、町民の生涯スポーツ推進のためにレクリエーションスポーツイベント等の開催、現在社会教育係で担当しているスポーツ少年団業務等の社会体育業務の一部を指定管理業務に移行することにしました。

（新たに指定管理業務として委託する業務）

- ①レクリエーションスポーツ等の開催
- ②スポーツ少年団業務
- ③ジュニアクロスカントリー業務
- ④冬季レクリエーション開設業務
- ⑤トレーニングルーム相談会業務
- ⑥ホームページ作成 等

2. 令和 7 年度以降の指定管理者について

町では、令和 7 年度から休日の中学校部活動の地域移行を実施します。地域移行にあたっては、今年度より部活動地域移行コーディネーターを総合型スポーツ文化クラブ「遊's」に配置し、スムーズに移行できるように地域移行業務を進めてきました。今後、部活動受入れ団体との練習会場の調整、施設の有効活用の検討等が出てくることが想定されます。

「遊's」では、レクリエーションスポーツイベントを年数回開催しており、「遊's」のマネージャーや部活動地域移行コーディネーターが、ホームページ作成や指定管理業務に移行する社会体育業務等を熟知しています。

また、「遊's」では今年度中に法人格取得を予定しており、法人格を取得することで、社会的信用も高まります。

以上のことより、新たに指定管理に移行する業務や部活動地域移行による体育施設の利用等を円滑に進めることを考慮すると、「遊's」が指定管理団体として適任と思われるため、令和 7 年度からの体育施設の指定管理者を「遊's」に移行することで、スポーツ協会とも協議し了承を得ています。

1 月 27 日に開催した指定管理者選定委員会においても、「遊's」が体育施設の指定管理者候補に選定されました。